

します。

3番、申請地目は畑、面積70㎡です。転用事由は住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。申請地は、市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。質問などございますか。

議長 質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

(議題の宣告)
議長 議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

菺澤係長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。3番、申請地目は畑、面積1,240㎡です。譲渡人は会社勤めで時間も不規則のため耕作は難しく、譲受人は令和5年に新規就農者し現在も耕作を続けており、農地の拡大を希望している方です。

4番、申請地目は田および畑、面積合計1,360㎡です。譲渡人はご高齢で耕作は難しく、この度、子供と同居されるということで、自宅も含めて整理を考えていたところ、譲受人が住宅も含め購入したいとのこと。譲受人は市外からの転入者で、農地は所有しておらず新規就農者となるため、12月25日に新規就農者事前審査会を開催し、今までの農業経験の実績や今後の農業への取り組みが認められましたので、今回の申請となりました。事前審査の内容も含め、後ほど平井推進委員より補足説明をお願いしています。

5番、申請地目は田、12筆、面積合計8,988㎡です。譲渡しの農地は相続人がおらず弁護士による相続財産清算人が管理しています。農地の譲渡しをできる方を捜していたところ、規模拡大を目指している農地所有適格法人と話がまとまったものです。

申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。3番について地区担当委員 三本友子委員より補足説明をお願いします。

三本委員 譲受人は新規就農されたばかりで規模拡大を希望しており、一反くらいの畑を捜しているところで、斎藤義夫委員にも相談していたところ。譲渡人はお勤めの都合で農地の管理は全くできないということで売買を希望されていました。ただ、売買の価格については、利用者で納得されれば問題はな

いのですけれども、今回の農地は圃場整備され、日当たりも良く、機械の乗り入れも2方向からできるというような好条件であり、周囲の農地の影響を考え、あまり価格が下がらないようにということをお話しさせていただきました。結局のところ当初の価格で決まりましたが、委員の立場からすれば適正な価格で売買されることが望ましいと思いますので、残念に思うところがありました。また、譲受人より土地改良費などの支払いを拒否するような発言がありましたが、農地を所有するということは、地域・周囲に支障をきたさないという調和要件がありますので、お話しして承知していただきました。

議 長

4番について地区担当委員 平井推進委員より補足説明をお願いします。

平井委員

譲渡人のご主人を失くされて1人住まいでしたので、この度、高齢ということもあり市内の子供さんと同居されることになり、まず自宅が空き家になり探しているところで、たまたま農地も隣接していました。また、譲受人は新規就農者ということで、事務局の説明にありました通り、12月25日にご夫婦で新規就農の面談を行いました。面談は関谷会長と私、農業委員会事務局、農林創生課で行い、先に結論を申し上げますとその場で新規就農は承認されました。面談はご夫婦で受けたのですが、2人とも東京育ちですが、ルーツは新潟県だそうです。東京にいた時に仕事の関係もあって食と農に関して興味を持ち、都内から千葉県の農業体験大学に数年通われ、それと同時に米や野菜作りも経験されています。その経験をもとに昨年、新潟県の長岡市川口に引っ越しされ、そこを拠点に奥さんの祖父の田んぼが、一反ほど栃尾にあるということで、苗起こしから一通り米作りをされ、品種はBLでないコシヒカリとのことで、収穫された米は、全て知人に販売したそうです。また手持ちの農業機械も準備しており耕作可能だと判断しました。この農地付空き家を購入した要因として、農地の田んぼがあったということということです。特に奥さんの農業に対する熱い思いが、我々も感じられまして新規就農の承認至った次第です。また、農業のやり方として無農薬を目指すということもあり、どんなやり方をするのか、私自身も非常に興味があります。すでに野菜も作りも意欲があり、椿沢の野菜直売所の加入など話も進んでおります。我々も地元として2人をサポートしていきたいと考えております。

議 長

5番について地区担当委員 渡邊委員より補足説明をお願いします。

渡邊委員

遺産相続の方がいらっしゃらないもので、相続財産清算人である弁護士さんが譲渡す方を探していたところ、適格法人である法人で受けることになりました。この受け手の法人については、皆さんよくご存じだと思いますので、農地拡大を希望しており問題ありません。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

小林平仁委員 教えていただきたいのですが、3番についての畑で水使わないので水利費を支払いたくないということでしょうか、この土地改良費というのは何を指していますか。

三本友子委員 圃場整備されていると、畑にも必ず給水栓ってような蛇口があって、水が使えるようになってます。周囲の排水もきちんと整備されています。これからは農地を借りてるのでなく、所有するわけですから、圃場整備されていれば土地改良費や、地域ごとの維持費などがあれば支払う必要があるとお話ししました。

小林平仁委員 5番の相続人がいない場合に、有償で土地を取得されるという、このお金はどうなるのですか。

事務局 弁護士費用や債権者がいればその精算に充てられます。

議 長 他に質問はよろしいですか。それでは採決に入ります。「議案第1号」について原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)

議 長 次に「議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について」上程します。事務局より説明願います。

葦澤係長 「議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について」説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。1～5ページ、地域計画内の促進計画です。61筆、合計面積 47,707.95 m²です。6ページは、現在、地域計画内の農地を契約中で、耕作者側が変更になる促進計画の移転になります。4筆、合計面積 2,991 m²です。これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第2号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に「議案第3号 農地等の利用の最適化に関する指針の変更について」上程します。事務局より説明願います。

菊地次長 「議案第3号 農地等の利用の最適化に関する指針の変更について」説明いたします。

平成29年8月に定めた当指針は直近で令和6年2月に改正し、現在に至っています。この指針は、10年後に目指す農地の状況を示すものであり、委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととされていますので、当議案を提出するものです。今回の見直しの内容ですが、遊休農地解消における3年後の目標、担い手への農地集積における3年後の目標、新規参入の促進における3年後の目標の数値です。

お手元の指針の案に変更の箇所を赤字で示していますのでご確認願います。なお、数値目標については、見附市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に沿ったものとしています。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第3号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に「議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について」上程します。事務局より説明願います。

菊地次長 「議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について」説明いたします。

はじめに上程理由ではありますが、農業委員会に関する法律第37条等に基づき、例年3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、公表するとしています。「最適化活動の目標設定等」は全部で4ページあります。

1ページをお願いします。「I 農業委員会の状況」は、統計等に基づいて記載しています。

2 ページをお願いします。最適化活動の成果目標 (1)農地の集積 ①現状と課題では管内の農地面積が 2,620ha。これまでの集積面積 1,826ha、集積率 69.7%となっています。②目標についてですが、先ほど議案第 3 号で審議いただいた見附市農業「農地等の利用の最適化に関する指針」のなかで令和 15 年度に集積率 91%という目標値を定めています。目標設定はそこを目指すこととして、令和 8 年度の新規集積面積を 122 ha とする必要があり、その値を記載しています。(2)遊休農地の解消について、①現状と課題では直近の利用状況調査により、解消後に残った面積が 0.18ha。②目標ではその 1/5 の面積を解消するというもので、0.04ha を記載しています。

3 ページをお願いします。(3)新規参入の促進では、現状では新規参入者の経営農地面積を記載しています。令和 7 年度は 3 経営体の新規参入がありました。目標では権利移動面積の 3 か年実績での平均値が 197ha、その 1 割の 19.7ha を目標面積としています。これは将来的に農地を貸す際に、貸出し先が新規参入者でもいいと所有者が同意した面積の値です。

続いて 2 最適化活動の活動目標についてです。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

令和 7 年度最終はこれから確定しますが、見込みでは月 9 日台となりそうですので、令和 8 年度も月 9 日としました。年間で一人 108 日。各委員さんはこれを目指して本日お配りした活動記録セットを参考に活動記録簿に記載をお願いいたします。

(2)活動強化月間の設定目標について 3 回としました。農地集積に関する取り組み、遊休農地の解消に関する取り組み、地域計画更新に向けた農地利用の話し合いとして、令和 8 年度は「葛巻地区と新潟地区」の 2 地区で協議の場を開催することを農林創生課では予定していますので、その時はご協力をお願いしたいと思います。

4 ページをお願いします。(3)新規参入相談会への参加目標については 1 回としています。新潟県農業会議が主催する新規就農・就業マッチングフェアへの参加を予定しています。

以上のとおり公表したいと思いますので、ご承認をお願いします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

小林平仁委員

課題として、担い手がもういなくて無理という状況だと思いますけど、この計画で言うと目標面積は減らさずに集積を上げるということになっています。実情とか見通しはどうとらえていますでしょうか。

事務局 この設定については、基本構想が目標設定されておりますので、それに沿って設定しているところです。おっしゃる通り実際のところは難しいと面もありますけど、それに向けて協力していただきというところです。集積もそうですけど集約して効率化を進めて行く必要があると思っています。ただ農地の場所や条件があって、簡単には集約がうまくいっていない状況ですが、できるところから協力をよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第4号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に「議案第5号 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会評価委員の選出について」上程します。事務局より説明願ひます。

菊地次長 「議案第5号 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会評価委員の選出について」説明いたします。

見附市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の第7条第1項で、農業委員会は農地利用最適化推進委員候補者評価委員会に意見を求め、第2項で評価委員会は、評価した上で農業委員会に意見を報告するとあります。

また、評価委員会運営要綱の第2条第1項に評価委員会の任務は候補者の評価を行い農業委員会に報告する、同条第2項で候補者の審査を行うとあります。第3条では、評価委員会は農業委員会が委嘱する農業委員6人以内で組織すると定められています。

評価委員を選出するに当たり、事務局案としては第1に今期で退任される農業委員から評価委員を選出すべきと考えます。現農業委員のうち次期推薦者、被推薦者でない委員は、櫻井農地部長、高橋委員、山田委員の3人です。

そこに現農業委員役職である関谷会長、佐藤会長代理、小林平仁農政部長を加えて計6人に評価委員をお願いしたいというのが事務局案でございます。

もう一度申し上げますと、関谷会長、佐藤会長代理、櫻井農地部会長、小林農政部会長、高橋委員、山田委員の6人をお願いしたいものであります。

なお、評価委員会の開催は、4月27日総会開催日に合わせて実施したいと考えております。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 5 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に「議案第 6 号 職員の任免について」上程します。事務局より説明願います。

北村局長 「議案第 6 号 職員の任免について」説明いたします。本日お配りしました議案書をご覧ください。

農業委員会の事務局職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づき、職員の任免の発令について承認を求めるものであります。このたび、見附市の令和 8 年 4 月 1 日付けの人事異動の内示がありました。(1) は現 農業委員会事務局の菊地民男次長の職を免じ、新たに地域経済課の佐藤秀一課長補佐兼魅力戦略室長兼交流推進係長が転入し、農業委員会事務局次長の任命をお願いしたいものでございます。なお、菊地次長は会計課へ転出となります。(2) 現 農業委員会事務局の星野直美会計年度任用職員の職を免じ、新たに農林創生課の佐藤綾子会計年度任用職員が転入し、農業委員会事務局会計年度任用職員の任命をお願いしたいものでございます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 6 号」について、承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり承認いたします。

(閉会宣告)
議 長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 8 年 3 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 40 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____